

徳島県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
四国旅客鉄道株式会社	香川県高松市浜ノ町八番三三号	四之宮 和幸

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳島ターミナルビル

所在地 徳島市寺島本町西一丁目六一番地

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一一、七二一平方メートル

変更後 九、九五九平方メートル

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時三十分

ただし地下一階の一部は午後十時

変更後 午後十時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前六時三十分から午後九時まで

ただし地下一階の一部は午前六時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

令和六年十月三十一日

二 届出年月日

令和六年十月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。